3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社南海興業　田中　公治　大阪府大阪市浪速区木津川２－４－48　国土交通大臣許可（般－26）第23148号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社淀川製鋼所　河本　隆明　大阪府大阪市中央区南本町４－１－１　国土交通大臣許可（般特－27）第4356号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アークハイテック株式会社　武田　裕司　大阪府大阪市中央区備後町３－５－３　国土交通大臣許可（特－25）第23470号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月21日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Ｄｏ－ｔｅｃ株式会社　破産管財人　野澤　　健　京都府京都市左京区新東洞院町254－101　国土交通大臣許可（般－27）第13758号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、電気通信工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ショウリュウ　松田　　進　大阪府大阪市平野区長吉長原４－16－20　国土交通大臣許可（般－28）第19524号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、石工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本汽力株式会社　鈴木　永一　大阪府大阪市中央区北浜東２－16　国土交通大臣許可（特－28）第287号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年10月３日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新泉産業株式会社　北林幸之助　大阪府吹田市南吹田１－６－４　国土交通大臣許可（般－27）第21252号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人